

くにたち未来共創拠点矢川プラスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち未来共創拠点矢川プラスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名称 くにたち未来共創拠点矢川プラス

所在地 国立市富士見台4丁目17番地の65、66

2 指定管理者の名称及び所在地

名称 社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団

所在地 国立市富士見台2丁目47番地の1

3 指定の期間

令和4年11月1日から令和10年3月31日まで